

国立 佐世保工業高等専門学校 国立 釧路工業高等専門学校

プログラムの名称：高等専門学校での特別支援教育推進事業

-- 発達障害のある学生に対する支援に関する共同的取り組み

プログラム担当者：一般科目 教授・学生相談室長 松尾 秀樹

キーワード

1. 高等専門学校 2. 発達障害 3. 特別支援教育 4. 相互評価 5. 就労支援

1. 高等専門学校の概要

佐世保工業高等専門学校は、1962（昭和37）年度に設置された1期校12校の1つで、現在九州地区にある10校中最初に設置された高等専門学校である。

創立当初は機械工学科と電気工学科（現電気電子工学科）の2学科であったが、1966（昭和41）年度に工業化学科（現物質工学科）を設置し、1988（昭和63）年度には機械工学科の1学級を電子制御工学科に改組し、現在は4学科の構成となっている。また、1997（平成9）年度には専攻科を設置した。

釧路工業高等専門学校は、地域産業界の強い要望により、実践的技術者を養成するための高等教育機関として、1965（昭和40）年度に機械工学科、電気工学科、建築学科の3学科をもって設置された。

その後、1970（昭和45）年度に電子工学科、1986（昭和61）年度には情報工学科が増設され、現在は5学科の構成となっている。また、2004（平成16）年度には、建設・生産システム工学専攻及び電子情報システム工学専攻の2専攻からなる専攻科が設置された。

2. 本プログラムの概要

技術者教育において、理工系学生に多いと言われる発達障害を持つ学生への教育支援は、様々な能力や特性を持った人々が共生できる社会を形成するために、解決すべき重要な課題である。

本プログラムは、発達障害のある学生に対する具体的な支援の在り方に関して、支援実績が豊富な佐世保工業高等専門学校と、調査・研究活動において先進的な業績を有する釧路工業高等専門学校が共同事業として実践的に取り組み、高等専門学校全体における特別支援教育体制の整備・拡充を図ることを目的とする。

高等専門学校での特別支援教育推進事業

【目的】 発達障害などの事情により、学習や生活、就労の面で特別な支援を必要としている学生に対して適切な指導及び必要な支援を行う

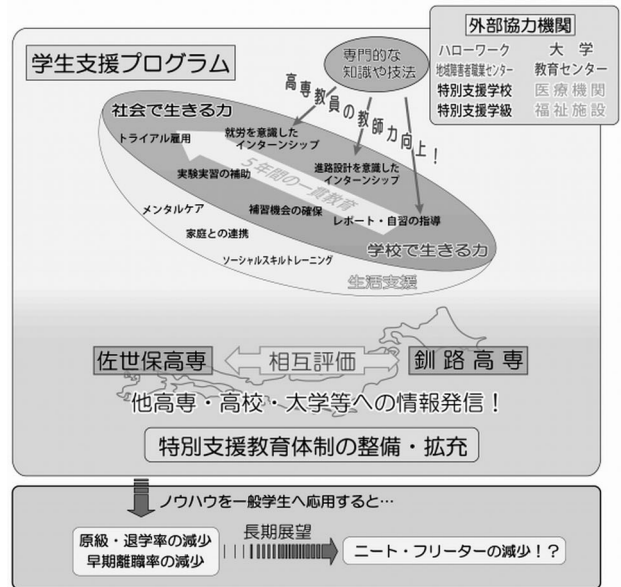
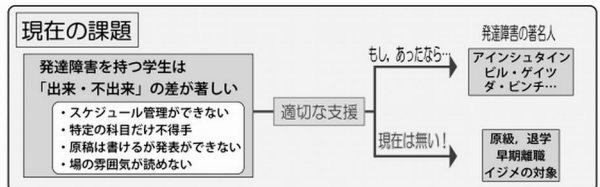


図1 本プログラムの概要図

そのため、両校が、発達障害のある学生に対し、その状態に応じて、修学支援、就労支援、ソーシャルスキル・トレーニングやメンタルケアなどの生活支援を、外部専門機関等と連携を取りながら実施し、その取組を相互評価することにより、実際に稼働する特別支援教育システムを構築することを目指す。

3. 本プログラムの趣旨・目的

1990年代から発達障害を持つ当事者・親・関係する教育現場・医療関係者の想いがつながり、2005（平成17）年4月に発達障害者支援法が施行された。また文部科学省は従来の特殊教育に発達障害児支援を含めた特別支援教育を2007（平成19）年度から本格実施している（図2）。

そのような流れにあって、高等教育機関における発達障害者への支援は始まったばかりであり、関連学会においてはブームのように話題に上っている。青年期における診断は非常に難しいことを考えると、未診断や境界域の学生は相当な割合であろうと考えられている。さらに、発達障害を持つ学生は理系に特化する傾向があり、工科系大学や高等専門学校に在籍している割合は高いと考えられている。

発達障害者支援法には「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」とされているが、具体的な対応に関してはおのおのの大学等に託されている。高等専門学校では発達障害者への専任スタッフはおらず、発達障害学生に対する対応や支援は遅れている。

以上のことより、高等専門学校における発達障害者支援の取組は強力に推し進められるべき重要課題である。

本申請プログラムは、すでに学生相談室が中心となって発達障害学生に対する対応や支援を進めてきた佐世保工業高等専門学校の実践活動と、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金研究（基盤研究（C））などにより、高等専門学校における発達障害学生に関する調査や先進的な研究を行っている釧路工業高等専門学校の研究グループの研究活動を融合し、学生支援

の一環として、高等専門学校における発達障害あるいはそれが疑われる学生に対する特別支援教育のあり方を模索し、推し進め、その取組を検討評価し、全国に発信することを目的としている。

さらに、高等専門学校は高校と大学の両面を併せ持つため、本実践は全国の高等専門学校のみならず、高等学校や大学においても参考となる点が多い。

4. 本プログラムの独自性（工夫されている内容）

（1）現在までの取組

発達障害あるいはその疑いのある学生を支援するために、佐世保工業高等専門学校・釧路工業高等専門学校は独自に、以下のような取組を行ってきた。

関連書籍、講演会・研修会への参加による、発達障害の理解と支援方法の模索。

学内FD講演会による、教職員の障害に対する理解の促進と啓蒙。

発達障害またはその疑いのある学生との定期的な面談。

担任や教科担当者との情報交換。

学生ボランティアによる発達障害の学生の学習支援（佐世保工業高等専門学校保健室）。

学外カウンセラーによる継続的なケア。

保護者との連携。

他高等専門学校訪問による情報の収集や交換。

取組や研究成果の発表（「全国高等専門学校メンタルヘルス研究協議会」や「高専教育」「高等教育機関における発達障害学生支援ガイドブック」など）。

これらの取組の中で、教職員の共通理解が得られない、保護者との連携の難しさ、学習支援・進路指導の難しさ等、多くの困難が顕在化した。そのような現状

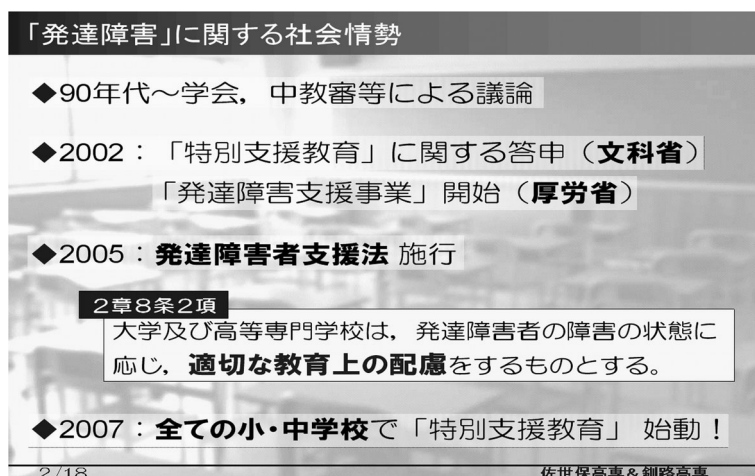


図2 「発達障害」に関する社会情勢

を踏まえ、本申請プログラムでは、発達障害及びその疑いがある学生の入学から卒業までの5年間を、修学支援、就労支援、生活支援、という3つの視点で支える特別支援体制の構築を行うことを目的とした。

また、校内実施体制の整備とともに保護者との連携、関係機関との連携、2つの高等専門学校での共同の事業、などを特徴とする。すなわち、入学から就労支援に至るまで総合的な特別支援教育体制を構築しようとしている点に本プログラムの独自性がある。

(2) 修学支援の必要性

発達障害あるいはその疑いのある学生の多くが持つ困難点は、学業成績不振の問題である。例えば、佐世保工業高等専門学校の学生相談室が2005(平成17)年度に関わった発達障害あるいはその疑いのある学生の10名中6名が成績不振によって留年をした。実験レポートをうまく作成できなかったり、期限通り提出できなかったりすることも、進級できない一つの要因である。個人指導を行い、書き方の手順やまとめ方などをステップごとに丁寧に指導をすると、実験のレポートも何とか書けたりする。「個」の能力や特性に応じた修学支援の必要性が求められている。

(3) 就労支援の必要性

発達障害の学生は、成績不振のため途中で退学していくケースが多く、その場合、就職先を見つけることは非常に困難であろう。たとえ、5年生まで進級しても、就職面接がうまくいかず就職できないケースもある。さらには、就職できたとしても、コミュニケーシ

ョン上のトラブル等から、早期離職してしまうケースなどもある。このような学生たちのためには、ハローワークや県の障害者支援センターなどと連携し、企業側にアプローチをしていかなければならない。

また、高等専門学校にはインターンシップという制度があるので、それを活用して障害者試行雇用(雇用前のトライアル雇用)と連動させることなどを模索したい。

(4) 生活支援の必要性

学校生活では、発達障害を持つ学生は、場の雰囲気を読めずに思ったことをすぐに言ってしまうたり、人とうまくコミュニケーションが取れない等、クラスの中で孤立したり、いじめの問題が発生したり、寮生活がうまく行かなかったりという対人関係のトラブルが生じる場合がある。

また、それらのストレスが原因となり二次的に情緒障害やパニック障害、抑うつ的な症状を呈したりする。これらのケアや予防のために、ソーシャルスキル・トレーニングやメンタルケアなどを含めた生活支援が不可欠となる。

以上の問題を支援するには、専門的な知識・スキルを持った医療機関や外部の支援センターと連携を取る必要がある。しかし、「障害者」というレッテルを貼られるだけでは本人や保護者は診断を拒むだろう。学校として特別支援プログラムが準備されているということは、本人・保護者の理解や協力を得る上でも重要である。

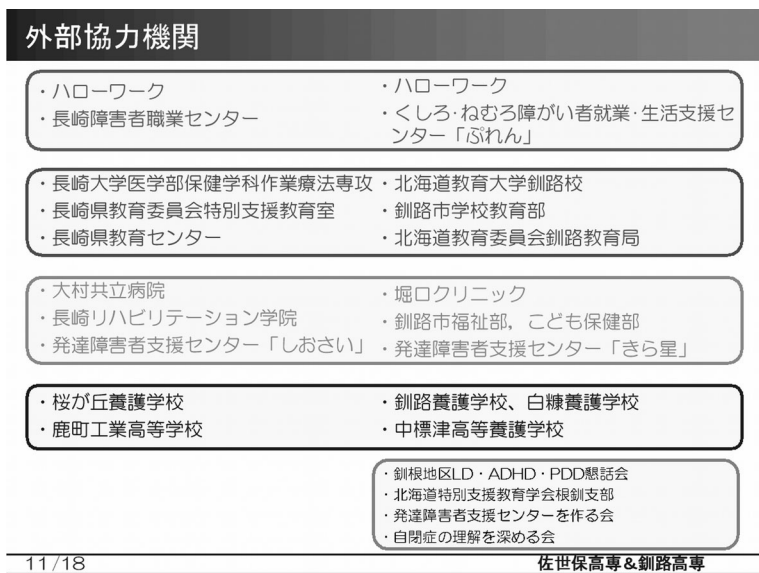


図3 外部協力機関

5. 本プログラムの有効性（効果）

本プログラムを実施することを通じて、次のような波及効果が期待できると考えられる。

（1）適切な対応や支援の在り方の確立と継続

発達障害の学生への理解が深まり、対応や支援の在り方を評価することによって、支援体制の充実が可能になり、補助期間後も、適切な対応や支援の継続が可能になる。

（2）教員の意識改革、専門性の向上

発達障害学生の支援をきっかけに、教育方法の創意工夫、評価方法の検討など、教職員の意識改革につながり、教育改革への有効性が期待できる。

（3）学生支援との相乗効果

発達障害の学生に限らず、一般の学生に関しても、個人の能力や個性に対応する教育の実践、支援方法の検討の必要性を認識することで、現在の学生支援の取組との相乗効果が期待できる。

（4）外部関係機関との連携の強化

本プログラムによる外部機関とのネットワーク構築は、他の学生支援にも有効なものと考えられる（図3）。

（5）学生や保護者の「困り感」の軽減

発達障害は、人口に占める割合は高いにも関わらず、困っている学生やその保護者に対する支援が不十分で

あった。特別支援教育の実施により、発達障害の学生の「困り感」・保護者の不安感を軽減することができる。このことは、学生・保護者と教師・学校の信頼関係の強化につながる。

（6）高等専門学校における発達障害の支援に関する教育や研究における独自性

高等専門学校における発達障害学生に対する支援に関する研究は未開拓の分野である。教育研究の点でも独自性があると考えられる。

特別支援教育の基本理念は、発達障害の有無ではなく、様々な能力や特性を持った人々が共生できる社会の形成であり、発達障害学生に対する特別支援教育の実践は、現在の社会のニーズであり、将来の社会にとっても重要な意味を持っている。

発達障害を持つ学生への支援は、彼らの退学や早期離職を防ぐことになるが、これらの支援の方法を一般の学生にまで拡張することができれば、高校・高等専門学校・大学における退学率の減少・早期離職率の減少が期待でき、長期的展望としてニート・フリーター・引きこもり等を生まない教育システムにつながる。

6. 本プログラムの改善・評価

2つの高等専門学校で、おのおの「特別支援教育部会」「学生相談室運営委員会」「学生委員会」「教務委員会」「学生支援GPワーキンググループ」のメンバー、特別支援教育アドバイザー等から構成される「特別支援教育評価検討委員会（仮称）」を新たに設置し、プロ

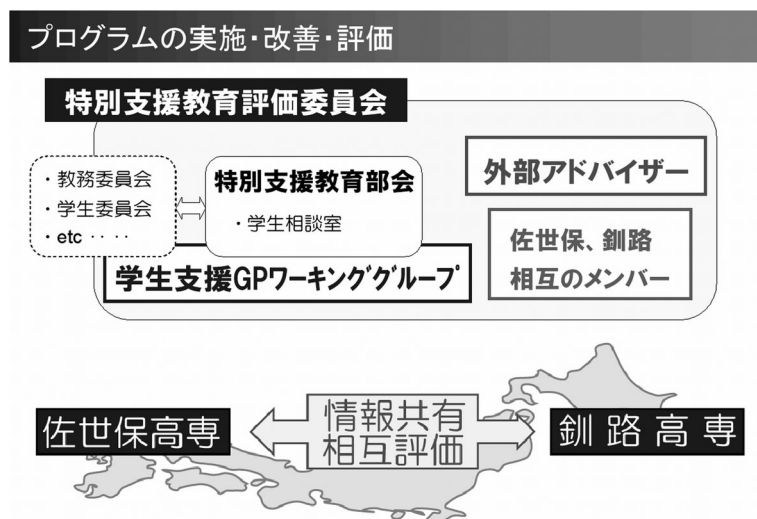


図4 プログラム評価のイメージ図

グラムの評価・改善を検討していく（図4）。

また、「特別支援教育評価検討委員会（仮称）」には、佐世保工業高等専門学校と釧路工業高等専門学校の「学生支援GPワーキンググループ」のメンバーが必ず相手側の評価検討委員会のオブザーバーとなり、意見交換を行い、相互評価を行うものとする。

主な評価項目としては、

支援対象となっている学生に対する修学支援は適切か。

支援対象となっている学生に対する就労支援は適切か。

支援対象となっている学生に対するソーシャル・トレーニング等の生活支援は適切か。

インターンシップは就労支援につなげる上で有効であったか。

外部関係機関との連携は十分か。

ワーキンググループの専門性の向上はなされたか。

教職員や保護者の研修等は十分か。

シンポジウムは十分成果があったか。

等があげられる。

シンポジウム等ではアンケートを実施し、その結果も評価に組み込む。これらの評価内容は「学生支援GPワーキンググループ」に報告され、必要に応じて改善を検討する。また、佐世保工業高等専門学校と釧路工業高等専門学校のホームページや自己点検報告書等により公開する。また、取組の成果を「高専教育」などの研究紀要に投稿する。その際、個人のプライバシーの保護に関しては特に注意を払うものとする。

7. 本プログラムの実施計画・将来性

本プログラムは、2つの高等専門学校の共同事業で行い相互評価することに大きな意義を見出し、取り組むものである。具体的な活動を計画・運営するために、2つの高等専門学校間では、2007（平成19）年3月より準備を始め、情報を交換し、相互訪問を行い、双方の校長の間で協定書を取り交わし、共同事業の実施を計画した。距離的に大きく離れた日本の最西端と最東端に位置する高等専門学校が共同で事業を行い、その成果を全国に発信することにより他の高等専門学校に特別支援教育の輪が広まっていくことが期待される。

（1）修学支援

1～3年生の中で特に学業成績不振の学生を対象に個別の補習指導、レポートの書き方指導、自習の相

談を行う。講師は教育大学で特別支援教育の講義を受けている大学生5名（釧路工業高等専門学校）。

実験・実習補助を行う（佐世保工業高等専門学校）。

特命教授により学習の個別指導を行う（佐世保工業高等専門学校）。

必要な支援をコーディネートするために、個別の教育計画を作成する（両校）。

（2）就労支援

職業センターと連携し職業適性を知るためのインターンシップを行う（釧路工業高等専門学校）。

協力会社にて実際の就労を意識したインターンシップを行う（佐世保工業高等専門学校）。

特命教授を任命し、就職開拓を行う（佐世保工業高等専門学校）。

（3）生活支援

言語聴覚士により、ソーシャルスキル・トレーニングを行う（佐世保工業高等専門学校）。

保護者、発達障害者支援センター等との連携を行う（両校）。

カウンセラーとの定期的面談を行う（佐世保工業高等専門学校）。

（4）その他

特別支援コーディネーター（教員）特別支援アドバイザー（外部の専門家）を配置し、それぞれ、支援に関わる学内外の連絡調整、本プロジェクト遂行に関する評価・助言を求める（両校）。

発達障害者支援・特別支援教育の理解・啓蒙のために、学内FDを行う（両校）。

医療機関等、外部機関への視察研修を行う（両校）。

障害者雇用の実践がある企業への視察研修（両校）。

（5）2007（平成19）年度の運用計画

支援対象学生の決定（「特別支援教育部会」で審議検討し、11月から随時）。

個別の支援計画の作成（支援対象学生決定後）。

特別支援プログラムの実施（11月～3月）。障害センター、ハローワーク、発達障害者支援センターなどへの訪問適宜、インターンシップの実施。

講演会の実施。

シンポジウムの開催。

養護学校、医療機関の訪問・視察。

研修会への参加。

事例69 佐世保工業高等専門学校 / 釧路工業高等専門学校

ボストン League School、ボルチモア Kennedy Krieger校視察（12月）
プログラムの特別支援教育評価検討委員会での評価（相互訪問）
冊子で報告書作成。

（6）2008（平成20）年度の運用計画

支援対象学生の拡大（4月以降随時）
個別の支援計画の作成（支援対象学生決定後）
特別支援プログラムの実施（4月～3月）インターンシップ受け入れ先・協力企業の開拓。
「高等学校発達障害支援モデル校」への視察訪問情報交換。
ブリヂストン化成品製造視察（三重県名張市）等 [自閉症・知的障害者を10名採用し、厚生労働大臣賞を受賞（2002（平成14）年）]
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター視察（千葉市）[発達障害者の就労支援に関する研究や発達障害者に対する職業リハビリテ

ーション支援技法の開発。障害者職業総合センター施設利用及び見学]
兵庫教育大学発達心理臨床研究センター見学。講演会の実施。
研修会への参加。

ノースカロライナ大学TEACCHセンター等視察（8月）
プログラムの特別支援教育評価検討委員会での評価（相互訪問）
報告書の作成、配布。

本プログラムの取組やその評価の公表により他の高等専門学校・高校・大学などが同様のプログラム（事業）を実行できるよう、専門性を深めるための研修や調査を除く校内における取組は、補助金がなくても同様のプログラムが実施できるよう最小の費用で予算を申請している。

また、両校とも補助金支援期間終了後も、内部資金にて事業は継続し、評価・検討を行っていく予定である。

選 定 理 由

佐世保工業高等専門学校、並びに釧路工業高等専門学校においては、学生支援に関する目標等に基づき、学生支援の取組を多年にわたり、具体的かつ組織的に実施しており、特に2003（平成15）年度以降、学生のメンタルヘルス支援への取組は顕著であり、その結果は科研費（基盤研究）の採択、特別支援教育総合研究所の訪問調査を受ける等において実証されるように、大きな成果を上げていると言えます。

また、今回申請のあった「高等専門学校での特別支援教育推進事業 発達障害のある学生に対する支援に関する共同取り組み」は、発達障害のある学生のみならず、悩みの対象が明確になっている学生への支援、並びに成績不振や授業に欠席の多い学生への支援に関し、発達障害のある学生に対する支援を敷衍した系統的で抜本的な対応策が明確に示され、他に見られない工夫ある取組であると言えます。

特に、発達障害のある学生に対する支援への取組に当たっては、当該学生が抱えている問題を明確に把握するために佐世保・釧路両工業高等専門学校間、及び関係諸機関との連携、ピア・サポートや保護者の協力を仰ぐなど、現実的なレベルでの早期発見・早期対応を目指すものであり、他の大学等の参考となる優れた取組であると言えます。